

日バス協業第348号
平成26年10月14日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 高橋 幹

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画の変更認可申請の処理について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画の変更認可申請の処理について」の一部改正について、国土交通省自動車局長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 山本・中尾

国自旅第172号の2
平成26年10月10日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

○一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">自 旅 第 1 2 8 号 自 環 第 2 4 1 号</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 3 年 3 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 4 年 1 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 6 年 6 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 7 年 4 月 2 8 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 8 年 1 月 2 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 8 年 9 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 9 年 7 月 2 5 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 4 日</p> <p style="text-align: right;"><u>国自旅第 1 7 2 号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正 平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日</u></p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 局 長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について</p>	<p style="text-align: right;">自 旅 第 1 2 8 号 自 環 第 2 4 1 号</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 3 年 3 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 4 年 1 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 6 年 6 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 7 年 4 月 2 8 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 8 年 1 月 2 0 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 8 年 9 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 1 9 年 7 月 2 5 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 平成 2 6 年 1 月 2 4 日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 局 長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について</p>

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
 - (1)～(9) (略)
 - (10) 法令遵守
 - ①～② 略
 - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(二)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ)～(ハ) 略
 - (二) 申請者等が、申請日前2年間に、法第40条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に法第38条第1項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止をした者が法人である場合における当該処分を行う原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - (11)～(14) (略)
2. ～8. (略)

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

- 1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2. 1(10)②、2(2)①及び2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

- 1 略
- 2 略

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1. 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
 - (1)～(9) (略)
 - (10) 法令遵守
 - ①～② 略
 - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ハ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ)～(ハ) 略
 - (11)～(14) (略)
2. ～8. (略)

附 則（平成14年1月30日 国自旅第159号）

- 1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2. 1(10)②、2(2)①及び2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年6月27日 国自旅第69号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第117号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第146号）

1. 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自旅第271号）

本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第436号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年10月10日 国自旅第172号）

本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年1月20日 国自旅第226号）

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月29日 国自旅第183号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第117号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第146号）

1. 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自旅第271号）

本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第436号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。